

8/10

総踊り 彦根ばやし

今年は予算の件もあり『総踊り』と『ゆかたまつり』が合同開催となりました。
今年は4番町スクエア～キャッスルロードをねり歩くことになりました。
彦根ばやし、しっかりと練習してきました。



8/23

政務調査会

勤労福祉会館にて自民党 滋賀県議団の方との政務調査会でした。
滋賀県議会議員の先生方に彦根市の要望を聞いていただきました。



8/24

防災訓練

震度7の揺れの体感、煙体験、消火訓練、非常食の試食など様々な体験をさせていただきました。滋賀県は比較的災害に対しては安全な地域と言われていますが、油断することなく、しっかりと防災に対する意識を高め万が一に備えることが大切だと感じました。



9/25

5分団月例会

彦根市消防団5分団(佐和山学区)月例会を見学させていただきました。
日々こうしてしっかり訓練されているのでいざ何かあればすぐに対応出来る、というのが凄いな、と思う訓練でした。



10/6

佐和山学区市民運動会

佐和山学区市民運動会に参加しました。
今年は自治会の常任委員で体育振興委員としてお手伝いしました。



10/6

野田山町運動会、地蔵町運動会、大堀町文化祭

旭森学区の各町で行われた運動会、文化祭に初めて伺わせていただきました。
天気も良くどこもたくさんの人で賑わい楽しませてもらいました



10/13

野田山町三社神社の秋祭り、大堀町運動会

野田山町の三社神社のお祭りで玉串奉奠させていただきました。その後大堀町で開催されている運動会を見に行きました。



10/14

るんびに一保育園の運動会

5年間お世話になった保育園。すべての行事が子供、保護者、先生と共に作り上げられ素敵なお出となります。子供たちの頑張る姿と先生方の奮闘される姿に感動しました。小さな子供たちの可愛らしい様子を懐かしく見させていただきました。



活動報告



新しい彦根へ。

彦根市議会議員

もりの克彦

かつひこ

〒522-0025 滋賀県彦根市野田山町485 ☎ 0749-46-5546 ✉ morino@siren.ocn.ne.jp

ご挨拶

後援会の皆様、地域の皆様には日頃より暖かいご支援を賜りまして誠にありがとうございます。



市議会議員として活動させて頂き半年が経過しました。

全てが初めてのことでの色々と戸惑いながらも試行錯誤し、

奮闘しながら毎日を過ごしております。議員としてはもちろん、

人間としてもまだまだ未熟で、知識も経験も乏しい今の私にできることは限られていますが、強い気持ちをもって一歩ずつ着実に前進し成長し、信念を貫いていこうと思います。

引き続き、暖かいご支援賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

もりの克彦

▼略歴

- 滋賀県立米原高等学校 理数科 卒業
- 兵庫県立神戸商科大学 商経学部 経済学科 卒業
- 滋賀大学 大学院修士号取得(経済学)
- 滋賀大学 大学院修士号取得(経営学)
- 森野税理士事務所 ●彦根市議会議員

[もりの克彦 検索](http://morino-katsuhiko.com)


8/1

近江高校壮行会

滋賀大会を連破し、甲子園出場が決まった近江高校野球部の激励に行ってきました。
甲子園では今年は惜しくも初戦敗退となりましたが、素晴らしい試合を見せてくださいました。

8/3

野田山町 金毘羅宮慈眼寺 万灯会

たくさんの灯がついて賑わいました。
観音さまの法要後にはたくさんのお供えものが子供たちに配られ、夢庵会による石窯で焼くピザやジュースなどの食べ物も用意されました。bingoや輪投げ大会も用意され盛り上がっていました。

8/4

滋賀県消防操法訓練大会

第54回滋賀県消防操法訓練大会が開催されました。
今年は彦根から旭森学区の第8分団が出場されました。
毎日暑い中訓練に励まれてきたその成果を発揮され4位入賞を果たされました。



一般質問

9月定例会議

令和元年9月定例会、今回は19人中9番目に質問させていただきました。質問内容と回答は下記の通りです。

所属委員会

- 市民産業建設常任委員会
- 予算常任委員会
- 広報委員会

所属会派は
公政会
です。



1 子どもの安全と保護者の負担軽減について

(1) 猿ヶ瀬川の改修工事に伴う佐和山学区の通学路拡張工事について

- ①変更される臨時的な通学路の安全性の確保は
グリーンベルトや車線分離標の設置やポストコーンなどで安全確保を行う。
※状況によっては更なる対応の検討を要求した。

(2) 工事完了後の通学路の安全性は

- 自動車は通行できないが、自転車の交通量が増加することが予想されるため路面標示等による注意喚起や通行帯を区分する対策について検討する

(2) 学校敷地内への侵入の防止について

- ①外周の柵について十分な高さが確保されているか
学校とも相談しながら必要に応じてフェンスなどの改修を行い児童・生徒が安心できる学校施設整備に取り組んでいく。

(3) 放課後児童クラブについて

- ①長期休業期間中(夏休み等)における開所時間の変更は可能か

来年4月1日より土曜日と長期休業期間の開室時間を7時45分とする。
※今後、あと15分早い開室の検討を要望した。

- ②長期休業期間中(夏休み等)における弁当の負担軽減は可能か

県内では、栗東市の放課後児童クラブ1か所のみ、宅配弁当を導入しているが、対応は運営事業者ではなく保護者会である。
衛生面、アレルギー対応の観点から現時点での対応は困難である。

(4) プログラミング教育導入に向けた取り組みについて

①先行実施の現状は

調査研究を行い、実践事例を積み重ね年間指導計画案を作成している。今後、授業を公開したり、実践事例集の配布を行い準備を進めていく。

2 受動喫煙の防止について

2018年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」(以下、改正健康増進法という。)が成立し、受動喫煙防止に関する様々なルールが制定され、2019年1月24日から2020年の4月にかけて段階的に施行される予定となっております。この法律の改正の趣旨は望まない受動喫煙をなくし、非喫煙者の健康影響を守ることであります。厚生労働省の調べによると、喫煙者の割合は、以前は男性で80%、男女合わせても50%という時代もありましたが、現在では健康志向の高まりもあって、国民の8割以上が非喫煙者となっております。しかしながら、その約2割の喫煙者の喫煙によって、非喫煙者は受動喫煙による健康影響をうけています。その結果、年間約15,000人が受動喫煙を受けなければ、脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群などの疾病で死亡せずに済んだと推計しています。また受動喫煙に遭遇する場所で多いのが、飲食店、遊技場、職場、路上となっており、WHO(世界保健機関)による2017年時点での日本の受動喫煙に対する対策は最低区分に分類されております。喫煙者のマナーやモラルによって守られてきた非喫煙者の健康影響ですが、それだけでは解決することができなかった部分に関してルールを制定し、時代の流れに応じた対策を行い、国及び自治体が取り組んでいくという状況であります。もう一つ、この背景には海外からたくさんの人が来る東京オリンピックというイベントを1つのきっかけとして、世界的に見ても遜色ない程度の対策がしっかりと取られている先進国としてのイメージを確保することも重要であります。こういう意味では、今後「国スポ、障スポ」が行われる彦根市、また、再来年にはワールドマスターズが開催され国内外からたくさんの方が来られます。そして世界遺産登録を目指す観光都市としても外から来る来場者に対して恥ずかしくないような市の整備と対策を講じていき街のイメージを向上させることができることであると考えます。

(1) 改正健康増進法について

①2019年7月1日施行の市内の第一種施設は

学校、病院、児童福祉施設、彦根市役所などの行政機関の庁舎等。

②市の第一種施設の対応の現状は

学校、病院、児童福祉施設は以前より全面禁煙。市役所などの10施設については屋外に「※特定屋外喫煙所」を設置している。

※屋外の人が立ち寄らない場所で、受動喫煙が生じない対策を講じている場合に限り設置が許される喫煙所。

③特定屋外喫煙所の設置は必要か

各施設管理者が利用状況を勘案して設置の有無を判断している。

④特定屋外喫煙所がない施設での喫煙者の喫煙状況は

学校では教職員が喫煙する際は休憩時間に敷地の外に出で喫煙している。

※敷地外の路上であればマナーの問題や、喫煙して帰ってきた時の臭いなど、子どもの健康影響を特に考える必要がある学校では、今後の更なる対応を要求した。

⑤市民運動会やスポ少等での施設利用についてはどうか

敷地内全面禁煙を周知しているが、再度周知徹底していく。
※前年は敷地外から受動喫煙の影響があったので改善の要求をした。

⑥喫煙はトイレ休憩などと同等の扱いなのか

職員の喫煙については勤務時間外に限定するべきとの意見もあり、今後、県内他市の取組状況等を踏まえて対応を検討する。

⑦上司に対するたばこの臭いに対する改善要求はできるのか

上司がタバコ臭くても「※サードハンドスモーク」の健康影響が明らかでない現在では、改善の要求はできない。

※残留受動喫煙と呼ばれ、喫煙者の衣服に付着した臭いも健康影響があるとも言われている。

⑧ひこね元気計画で設定している市民の喫煙率低下目標の数値の根拠は

国の健康日本21と県の健康推進計画を参考に設定している。

⑨喫煙率低下に向けた行政機関の取り組みは

市民に対して設定しているような目標数値は設定していないが、喫煙率低下に向けて取り組んでいく。
※市民に目標数値を設定しているのであれば、行政機関としても率先して目標数値を定め取り組む必要があると提言した。

⑩2020年4月1日施行の市内の第二種施設は

第一種施設以外の施設で、具体的には公民館、図書館、文化プラザ、彦根城など。

(2) 路上喫煙の防止に関する条例について

「改正健康増進法」は建物についての規制であるため、建物以外の施設である公園や路上については対象となりません。公園は市が全面禁煙とし受動喫煙防止に努めます。路上での喫煙については各自治体が条例で受動喫煙防止の対策を進めています。

①彦根市の路上喫煙防止条例の現状は

彦根駅西口・東口、南彦根駅西口・東口、彦根駅から彦根城までの駅前通り、彦根城跡、キャッスルロード四番町スクエア地区を路上喫煙禁止地区として指定している。

②指定喫煙場所は必要か

空間分煙することで通行人等の望まない受動喫煙を防止するために設置している。ポイ捨て防止のために必要である。
※現状として指定場所で吸う人の煙が通行人に影響している。また、喫煙場所があつても現状としてポイ捨ては存在する。

③指定喫煙場所を移動する必要はないか

移動について検討する。
※現在の指定場所で通行人が受動喫煙の影響を受けているため、早急な対応を要求した。

※たばこの収入が国・地方税で2兆円を超えるため貴重な財源であることは事実です。しかし、たばこの影響による医療費の増加、それに伴う介護費用の増加とたばこが原因による火災等による消防費用などの合計も同じ2兆円を超えるといわれています。

喫煙者も非喫煙者も互いに気持ちよく住める彦根にするために、彦根市がしっかりとルールを制定し対応していく必要があります。

～委員会質問・回答～

●予算常任委員会

1. 令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算について

(質問.1) 滋賀大学等科目履修負担金(88,000円)の内容は

職員1名のデータサイエンス学部での入門編の費用であるが、入門だけで終わるなら無駄な費用になるので、これを機に実務に効果をもたらす応用レベルまでの知識、技能を習得し、その効果について報告して頂きたい。

《回答》無駄な支出とならないように今後の人材育成についてしっかりと取り組んでいく。

(質問.2) ごみ焼却場の修繕費として追加計上された6,490千円の内容は

《回答》通常の老朽化による修繕であり、清掃センターでの5月の軽トラの転落事故との関連性はない。

●市民産業建設常任委員会

1. 路線バスのダイヤ改正について(甲良線)

(質問.1) 路線バスのダイヤ改正について(甲良線)

甲良養護学校から河瀬駅東口に向かうバスについて、16時台のバスが無くなり4名の生徒が下校時に利用できなくなった。タクシーで対応して補助も出るが経済的な問題だけではない。今後、社会へ出る生徒が公共交通を利用して生活を行うという大事な機会を奪うことにもなるため、来年のダイヤ改正には生徒が利用できるよう改善を要求した。

《回答》生徒の利用に合わせたダイヤ改正の検討をするとの回答を得た。